

【発表】

鈴木博子「池田家・前田家記録からみた『弘前藩庁日記』の芸能記録について」

一、参考史料について

1、岡山藩池田家記録『日次記』

こちらの研究会で多くのことを教えていただき、それに導かれまして最近、岡山藩池田家と加賀藩前田家の藩政資料の調査に着手しております。今回の発表では両家の記録を調べるに至りました経緯から、現時点までに抽出しております操・歌舞伎上演、および関係記事について、それぞれご報告致しまして、さらにそれらの参照を通して、『弘前藩庁日記』に注を加えることを試みたいと思います。

まず最初に、岡山藩池田家記録の『日次記』についてご説明申し上げます。岡山藩は池田光政が寛永九年に国替えで入部して以来、明治維新まで変わることなく池田家を藩主としてきたため、優れた藩政史料が残っています。昭和前期まで池田侯爵家に保存され、昭和二十五年三月に当時の当主であられた池田宣政氏より、ほとんどが岡山大学へ委譲されまして、岡山大学附属図書館所属となり、この時に「池田家文庫」と名付けられたそうです。そして、一九九〇年から一九九三年にかけて丸善によるマイクロ化作業が行われました。

ただ大変膨大な量ですので、なかなかマイクロを揃えてお持ちになつておられる所は少ないようです。関西では今のところ、関西大

学と同志社大学に「行政」に分類された分のマイクロがあるということしか、私は確認できておりません。関東では早稲田大学図書館が全巻揃えてご購入されたそうで、それを契機に近世史の方々を中心に「岡山藩研究会」を結成され、一九九二年以降、活発に活動しておられるようです。

「日次記」は池田家文庫藩政史料の中で、「C藩侯2」の一〇「日記類」に分類されています。藩主の日常を記録したもので、藩主の移動にそつて、国元へ参勤交代途上へ在江戸といった記録になります。正徳四年十月に国元で二代藩主綱政が亡くなると、すぐに江戸にいた三代目藩主継政の日常へと記録が移ることなどから考えますと、各種の公用日記類を藩主の編集して清書したものではないかと思われます。

この記録に関して演劇の方面からは、早くに安田富貴子氏が調査され、「杉山丹後掾略伝」で操記事を紹介されています。安田氏が御覧になられたのは、明暦四年から寛文十二年までの十七冊で、整理番号で九七二番から九八八番のものようです。

池田家文庫には安田氏のご紹介になられた十七冊とは別に、寛文二年から大正十二年まで続く日記が伝存しています。私がおそのことを知りましたのは、武井先生が代表をされました科学研究費補助金・特定領域研究報告書『諸藩江戸屋敷のネットワーク―大名家文書複合化の研究―』の付録として福田千鶴氏が作成されました「江戸記録一覽(稿)」によつてであります。そして岡山大学附属図書館にお邪魔しまして、マイクロフィルムによつて寛文二年から享保四年までに目を通しました。実は、うっかりしておりまして、まだ原本の閲覧をお願いしておりません。原本を閲覧させていただきまことと、記録の拾いもれをチェックするためのマイクロの見直しと、

享保五年以降、享保の末年までをめどに調査を継続することを課題としております。

現段階で確認できました操・歌舞伎上演、および関係記事について、安田氏が既に紹介された記事もまとめて(表1)に一覧して示しました。記事内容の項目で黒い菱形の印を付けたものが、既に紹介されているものでございます。安田氏が調査された一七冊分の中で、ご紹介に洩れていた記事も若干補足しております。また、元禄十三年、十四年、十六年と宝永元年の日次記は残存していないので、「日並記書抜」によって補いました。なお、安田氏が追記2として示された延宝八年十一月の操上演記事は、十七冊とは別の、整理番号六〇番の「日次記」のものであります。ただ、光政は寛文十二年で隠居していますので、「網政公御手許日記」と呼ぶのが、より正確かと思えます。この追記からは、安田氏も御著書を執筆された平成十年には、十七冊以外にも日記が存在することを何らかの形で承知しておられたことがわかります。

2、加賀藩前田家記録

次に、加賀藩前田家記録についてご報告申し上げたいと思えます。金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫は、昭和二十三年前田育徳会尊経閣文庫から金沢市に寄贈された旧加賀藩関係の史料群から編成されます。これらの史料の大方は、明治初年から御家禄方および前田家編輯方が、前田家とその治政の歴史を編纂するために収集したものだそうです。内容は、藩庁に所管されていた藩政期の公記録、公文書、家中の日記などの家臣史料、その他、典札史料、法政史料など多岐に渡り、加賀藩政史を研究するうえで欠かせない史料

となっております。「加賀藩史料」や「加賀藩史藁」などはこれらの史料群のなかから編纂されたものであります。なお、昭和四十年に目録、五十年には解説目録が刊行されています。

私は阪口先生から加越能文庫所蔵の人形番組の紙焼きを恵与され、江戸半太夫についてまとめました論文の最後に翻刻紹介をさせていただきます。しかし、年代の特定ができないまま脱稿してしまいましたので、申し訳なく、その手がかりを求めらるうちに『加賀藩史料』を知り、第一編から六編まで目を通しました。『三壺聞書』の記事は武井先生も一部を紹介しておられずし、よく知られたものだったので、『政隣記』などから抄出されている記事が、特に土佐少塚に関して興味深いものでしたので、さっそく近世史料館に伺って見せていただくことに致しました。『政隣記』をはじめとしまして、加越能文庫解説目録を参照しながら諸史料を閲覧致しますと、いくつかのおもしろい記事を見ることができました。操・歌舞伎関係記事が認められた史料について、簡単にふれておきます。

『御供日記』は当時若殿であった吉徳(後の六代藩主)の御部屋物頭であった有沢永貞の在江戸中の自筆の御用日記で、一次史料だと思えます。次の『御用番方留帳』と『御用番日記帳』は清書された公用日記のようで、まとまった内容を持っています。『松雲公御夜話』は中村克正が五代藩主綱紀に近侍して聞いた談話を録したもので、享保十年に献上した正篇と、延享三年に献上した追加の写しです。次の『政隣記』は加賀藩史を編年体にとめたもので、編者の津田政隣は町奉行などを歴任した上級藩士でした。自筆の三十一冊が伝存し、私はそのうちの五冊に目を通しました。『政隣記』は能楽の方面でも、竹本幹夫氏らから注目されていて、まだまだまとまったご紹介はないようですが、宮本圭造氏に伺いましたところ、

法政大学の能楽研究所に紙焼きがあつて、東京でも見る事ができるそうです。

以上の史料から現時点で抽出しております操・歌舞伎関係記事について、(表2)に一覧して示しました。備考のところでも加賀藩史料としておりますのは、その記事が「加賀藩史料」に翻刻されているという意味でございます。宝永六年六月二日の真ん中の記事は「加賀藩史料」に「前田家雑録」からとして、抄出されているのですが、原史料を確認することができておりません。加越能文庫にも「前田家雑録」を写したものがいくつかあつたですが、もとの前田家雑録を見つかることはできませんでした。

まだ十分に読めておりませんので、今回具体的に整理してご報告することはできませんが、(表2)をざつと見ていただきますと、たとえば元禄十二年十一月十三日条では江戸半太夫の二人の子供の年齢が半次郎は九歳、半三郎は七歳であつたことが記され、宝永四年二月二十日条では、屋敷方へ参上している記録の多い浄瑠璃太夫式部太夫が息子の金佑を伴っているなど、江戸浄瑠璃関係での新事実を見ることができません。また、土佐少掾に関して、宝永五年七月に一括して稽古本が刊行されたのは土佐少掾が亡くなり、その事績を顕彰する意味があつたのではないかと従来の説を覆す事実として、宝永五年七月以降の土佐少掾の上演記事が『弘前藩庁日記』で確認されますが、前田家記録でも正徳元年五月二十五日の「御供日記」に「土佐少掾橘正勝参り」と記されていることや、正徳二年五月二十六日にも「土佐掾」として名前が出てきていることから確認することができます。

さらに、前田家記録では詳しい番組を載せている記事も多く、中でも宝永五年七月二十九日の飛騨掾の番組は座の陣容や上演形態を

も窺わせる好史料であると思われれます。また、享保四年二月一日の歌舞伎と三國小太夫の手妻の番組も詳しいもので、たとえば曲枕にはどのような演目があつたのかなどを具体的に知ることができま

二、『弘前藩庁日記』注

1、荻野沢之丞

さて、それでは次に、ご報告致しました記録の記事を用いまして、『弘前藩庁日記』の關係箇所を4点ほど、注を付けたいと思います。レジュメ8ページ目にお移りください。

1番目は元禄十二年十月二日条の「歌舞妓狂言被仰付候付」とあり、荻野沢之丞が来ている記事です。これに關しましては、林公子先生が岩波講座『歌舞伎の歴史I』で注目しておられ、「荻野沢之丞はこの時『嫁鏡』という沢之丞の枕詞のようになった最大の当たり狂言を上演しているが、一時的に役者を廃業していた時期で、正確には芝居町の役者ではなかつたし」と述べておられます。

これに關連する記事として、池田家記録『日次記』元禄十二年四月十八日条が指摘できます。「為御見物沢之丞参」とのみ見え、『弘前藩庁日記』の記事とあわせ見ることによって、荻野沢之丞が呼ばれていると推測されます。そして、元禄十二年に荻野沢之丞が弘前藩邸以外にも岡山藩邸に呼ばれていたことが確認でき、この期間に沢之丞が大名邸で活動していた可能性が考えられます。

武井：これは、「見物事」ではなくて「見物」ですか。「見物事」という言い方はあるけれども、「御見物」だけというのはこれま

で見た中では初めてだと思います。

林：池田家の記録では、元禄九年六月十日条にも「御見物被差上度旨」、次の六月十一日条でも「御見物巳ノ上刻始」とありますし、十月十日の記事にも「御見物有」となっているようです。普通だったら、「御見物事」と「事」が入るけれども、池田家では「御見物」という言い方をしていたのかもしれないね。

2、小道具屋九右衛門・鶺鴒九右衛門

2番目に挙げましたのは、小道具屋九右衛門と鶺鴒九右衛門についての記事です。池田家の『日次記』では、延宝五年から元禄五年までは「小道具屋九右衛門」、元禄六年と十三年は「鶺鴒九右衛門」の名称が認められます。小道具屋九右衛門については、武井先生が『若衆歌舞伎・野郎歌舞伎の研究』の中で着目され、鶺鴒九右衛門と同一人物である可能性についても指摘しておられます。

池田家『日次記』によると、正徳元年正月五日の記事で、「九右衛門直ニ小舞独狂言仕。…小道具屋九右衛門、例年之通、白銀三枚被下之」と見えます。そして、藩主が岡山に帰国していた翌年を挟んで、さらに正徳三年の正月五日条では、「鶺鴒九右衛門」と出てきまして、「如例九右衛門、小舞仕…右九右衛門、例年之通銀三枚被下之」と記されます。「例年之通」といった表記から推して、小道具屋九右衛門と鶺鴒九右衛門が同一人物であることは、かなり確かに言えるのではないかと思います。ただ、私は「くえもん」なのか「きゆうえもん」なのかはわからないのですが。

武井：「くえもん」と読みましょう。「久右衛門」と書いて、「きゆうえもん」という人がいるでしょう。その人と区別を付けておくためにも、「くえもん」としておこうと思います。

3、大名家と役者の関係

それでは次に、レジュメ9ページ目にお移りいただきまして、3番目の項目を御覧下さい。元禄八年と十三年の琴屋政右衛門の記事を挙げました。これについても林先生が「琴屋政右衛門が年始の挨拶を行ったり、藩主の嫡孫誕生に祝儀を贈っていることが記されており、直接に大名家とつながりを持つ歌舞伎の座があったこともわかる」と述べておられます。この、役者が直接に大名家とつながりを持つという点に着目しますと、池田家記録に興味深い事例が指摘されます。

池田家では、元禄十四年一月五日に「小道具屋九右衛門参上、改而之御目見今日初也…扇子差上御取次披露之」とあります。九右衛門はこれ以前にも池田藩の藩邸に呼ばれて歌舞伎を上演していたようですが、藩主に改めて対面し、年始の御挨拶をしたのはこの年が初めてだったことが読み取れます。そして、この年以降、年始の挨拶は恒例となったようで、藩主綱政が在江戸の年には正月五日に年始の挨拶を行い、独狂言を上演しています。その際の報酬は例年白銀三枚です。宝永二年からは、植木屋丹三郎、金沢平六郎といった「御出入ノ町人」と記される役者たちも年始の挨拶に加わり、歌舞伎狂言を上演するようになります。こうした役者たちは、小道具屋九右衛門とは格が違ったようで、報酬や待遇に明確な差が認められます。なお、正月五日の年始の挨拶というのは、もちろん役者だけ

がしているのではなくて、御出入りの町人たちが一斉に行っており、その中で役者は芸を披露していたようです。

その次に注目されますのが、宝永四年九月十九日の記事でして、「備前屋源右衛門・植木屋丹三郎・海老屋庄七郎三人之者共二岡山町ノ者四人相加り、御後園翠庄ノ御敷舞台ニ而歌舞妓狂言被仰付」とあります。そして、九月二十六日の記事では、同じ三人の役者に加え、足袋屋善四郎という者も「大坂より三人者共方へ罷初候ニ付」、御後園で狂言を上演しています。つまり、お出入りの町人として、江戸屋敷で歌舞伎狂言を演じていた者たちが、藩主綱政が国元にあつた際に岡山まで来て、御後園、今の後楽園ですが、ここで上演をしているのです。この時には御後園に新しい能舞台ができて、大がかりな能興行が幾度も催され、町方・在方からも見物を許されるということもありました。

能興行については、神原邦男氏の御論考に詳しく述べられていますので、次に載せました。「岡山藩主池田綱政が、岡山の後楽園に能舞台を築造したのは、七十歳を迎えた宝永四年（一七〇九）のことである。：藩主綱政が、江戸御本屋敷・岡山城・岡山後楽園などにおいて、能の興行を行った歴史をたどると、元禄九年八月六日に、江戸城御座の間において、「三輪」の能を將軍綱吉から命じられたころから急速に増加したことが、藩主の日常の生活を記録した『日次記』の記載から窺う事ができる。：『日次記』には、宝永年間から正徳四年にかけて、藩のお抱え役者二十八人の名前を記録しており、役者たちは、藩主が参勤交代で移動することに、岡山と江戸との間を往復している。役者の居住地は、江戸が半数以上で、京都・奈良を居住地とする役者も十一人いた。：藩主綱政は：宝永四年九月から正徳四年十月二十九日に死亡するまでの七年間の内、岡

山に在国した四年余りの間に、百五十回近くに及ぶ能の興行を行ったことは驚異的なことである。」能興行に関しては、このような事情が背景にあつたことが指摘されています。

その次の年ですが、宝永六年一月五日、池田家の江戸屋敷に、「備前屋源右衛門・海老屋庄七郎・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・金沢平六郎」の五人の役者が年始の挨拶を行っています。これは宝永三年の年始と同じメンバーですが、ただ、植木屋丹三郎の名乗りが「伊部屋」となっていることに注目されます。「伊部屋」は備前市伊部にあたり、江戸期には備前焼は伊部焼と呼ばれていました。丹三郎は岡山へ下向したことを契機に、岡山藩出入りであることをアピールする名乗りに変えたのではないかと思われれます。

以降、宝永七年四月にも、海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎の三人が岡山へ下つています。そして、約一ヶ月の滞在の間に少なくとも三回は御後園で歌舞伎を上演し、合計銀子二十枚ずつをもらっているようです。

次に挙げました宝永七年八月二十六日の記事では、四月に岡山に下つていた三人の役者が、綱政が参勤交代で江戸に上る際、川崎までお迎えに参上していることが確認できます。

同年十二月四日の歌舞伎上演記事では、役者の名前が列挙されます。江戸屋敷での歌舞伎上演の際に役者の名が『日次記』に記されることはほとんどないのですが、この記事によって、おおよそのメンバーが把握できます。宝永四年九月二十六日の記事で、岡山で大坂から加わつたと記されていた足袋屋善四郎の名も見えます。そして、この中で、何々屋といった屋号ではない形で記されている役者たちは、芝居町の役者として、評判記でもその名を確認することができます。一方、年始の挨拶を行っている海老屋忠兵衛・但馬屋清

七・伊部屋丹三郎・錦屋忠二郎・金沢平六の五人は、十二月十二日、江戸屋敷で能が催された際に、呼ばれて拝見を許されています。

この年始の挨拶についてですが、正徳元年一月五日の記事で、「忠二郎義は旧冬御出入二被仰付、当春初也」と記されています。「御出入」と認定されることと、年始に挨拶することが関連していたことが窺われます。

それから、正徳元年八月二十一日から九月十九日の記事では、備前屋源右衛門ら四人が岡山へ下っています。そして、東照宮の祭礼のために岡山町の者が踊る唐子踊の世話を伊部屋丹三郎がしていたことも記されていて、注目されます。

また、「御出入」とされる役者以外に、鶴飼九右衛門についても、岡山藩との密接な関係が窺えます。正徳三年八月十七日以降の記事で、鶴飼九右衛門が独狂言を演じるというだけではなく、釣の魚を献上するなどによって、格別の愛顧を受けていたことが読み取れます。かなりお覚えがめでたかったようで、正徳三年十一月九日、藩主綱政が国元へ出発する際にも、お出入りの役者たちは川崎までお見送りに行っているのに対し、九右衛門は「表御門之内栗石之上」で御挨拶をするという、格上の扱いを受けています。

そして、正徳四年十月二十九日に綱政が国元で死去して、以降、『日次記』は次の藩主継政の日常を記録するものとなります。継政は絵を描くことを好み、それはお殿様芸を超えて、画家と言える程であったと言われています。狩野如川・長谷川節辰など画家が呼ばれて御前で絵を仰せ付けられたりしています。享保三年六月七日には英一蝶も御前絵を命じられています。鶴飼九右衛門も彼らと同様に頻繁に呼ばれて、イメージから言うとお伽衆のような役割を得ていたのではないかと思われるふしがございます。正徳五年五月二

十三日に藩邸で歌舞妓狂言が催された際には、九右衛門は演者としてではなく、見物客として呼ばれたようで、池田家との関係を知る意味で興味深い事例と言えます。但し、正徳六年以降、今のところ享保四年までの日次記に目を通したのですが、九右衛門の名はばたつと見られなくなります。これがどのような事情によるものなのかは、よくわかりません。小道具屋九右衛門の名は榊原文書などで享保期にも確認できるのですが、代替わりの可能性もありますので、慎重に検討していきたいと思っています。

4. 小山二郎三郎

最後に、小山二郎三郎についても注をしておきたいと思えます。レジュメ12ページ4番目の項目を御覧下さい。『弘前藩庁日記』元禄六年十一月二十一日条では「小山次郎三郎事浄有」とありまして、『大和守日記』の記事とも併せまして、二郎三郎が浄有に改名したことが確認されています。

池田家『日次記』では、小山二郎三郎の名は筑後座の所屬として、寛文二年十月五日、延宝八年十一月二十一日、それから独立して式部太夫と組んでいた元禄三年十一月十九日に見えています。正徳元年三月二十六日に上演記録が見え、それを契機に、参勤交代を挟んだ次の正徳三年には年始の挨拶をし、碁盤人形を演じています。以降、参勤交代の際にも川崎までお見送りするなど、出入りの歌舞妓狂言役者と同様の扱いになっています。

さらに、この記事から新しく知ることができるのは「国津次郎三郎」と「蔵人」の親子関係です。二郎三郎の名は様々な屋敷方の記録から多数確認できますが、代替わりの時期などは未解明です。現

在、上演記事を整理中なのですが、まだ間に合っておりません。ポイントになりそうだと思う記事にだけふれておきますと、『松平大和守日記』貞享四年二月二十三日条に「次郎三郎五十七歳」とあることと、享保十一年五月六日の『榊原文書』の記事では、「小山常貞、同次郎三郎被召呼」とあることです。貞享四年に五十七歳であった二郎三郎を初代と考えると、元禄六年に初代は浄有と改名し、その後まもなく息子の吉右衛門にでも、二郎三郎の名跡を譲ったのではないかと思われます。そして、享保期に二代目二郎三郎が息子蔵人に名跡を譲り、自身は常貞と名乗ったというように、初代から三代までの代替わりの可能性が見えて参ります。まだきちんと整理しきれないのですが、今後、代替わりの時期をできるだけ限定できるように、調査を進めたいと思っております。

【デイスカッション】

武井：ありがとうございます。大変おもしろい新出の資料なので、これによって、新しいこともわかるし、『弘前藩庁日記』の読み方がより緻密になるということもあるし、大変大きな、よい発見だったと思います。

最初に反省から言いますと、歌舞伎役者が能を見るとということはないだろうと思つて、昨日もそう言いましたが、それがあつたということがはつきりしましたね。

それからもう一つ反省しましたが、私は金沢で『三壺聞書』の原本を見ているんですね。そうすると、武井が金沢で『三壺聞書』の原本調査をしたというように書いてしまうと、後の人があまり調査しなくなってしまうことがあるようです。今回は、鈴木

君は自分で出かけて、他のものを見付けて来ることになり、その労を多とすべきだと思ひます。ああいう場合は、何日間の調査であつたかということを書いておかないといけませんね。私の調査期間は三日くらいです。三日間しか見てないといったことを明確にしておけば、大体このぐらいいしか見てないだろうということがわかるので、そうした情報をきちんと書いておくことは非常に大事なことだろうと、これは反省の二つ目であります。

林：岡山藩池田家の方の正徳三年九月十五日条で、鶴飼九右衛門と一緒に中村吉兵衛が来てるんですね。これは分銅屋の中村吉兵衛ですよ。彼は確か、正徳四年の絵島事件の後で大芝居に出るようになったのだと思うのですが、これが非常におもしろいですね。

武井：それと宝永七年十二月四日条には、宮崎十四郎が出るでしょう。おもしろいですね。彼も確か大事な人で、私も評判記を調べたことがあります。どういうことで重要だったかということは今ちよつと思ひ出せないのですが、また調べてみないといけななと思ひました。

それから、「丹三郎」なのですが、これは僕は「にさぶろう」と読んでいます。根拠があつたかどうか思ひ出せないのですが、はじめ「たんさぶろう」と読んでいて、途中から「にさぶろう」と読みかえたので、何か事情があつたと思ひます。

林：宮崎十四郎は、元禄七年に立役になるまでは、若衆で宮崎式部といひ、評判記の順番からいくと、ナンバー2か3ぐらいな位置付けだつたと思ひます。立役になつてからは十何番目くらいで、

池田家に呼ばれた宝永七年というのは、だいぶ後の時期ですよ。

武井：大芝居の役者が出てきているということが、この資料の貴重などころでしょうね。両者の関係が見えてくるようです。

林：出入りの役者が何回も岡山へ行っているというのがすごいですよ。

鈴木：大名家との関係から国元へ下向したという事例を他に探したのですが、南部藩に永閑が下向して、家中の者にも浄瑠璃を教えているという関係が指摘されているのが近いかなと思います。

武井：「大和守日記」で「立野狂言尽し」とあるのは、どういふのだったでしょう。

林：一人、大坂から来ていた役者という記事はあったと思います。

鈴木さんに岡山藩の事例を教えてもらうまでは、江戸から役者が付いていくということがあるとは思っていませんでしたので、別物のように捉えていました。

鈴木：「立野狂言尽し」は「今村久米之助・多門庄左衛門…」など、たくさん見えているようです。

武井：やっぱり江戸から連れて行くのでしょうね。それとも大名の移動とは関係なく、役者たちの巡業ということなのかな。

大友：役者は抱えという関係にあるのでしょうか。それとも自立した江戸の町の役者なのでしょうか。

武井：抱えは能役者の場合でしょう。歌舞伎役者が大名の抱えになるということとはたぶんないと思います。でも、小道具屋九右衛門なんかは、三分の二ぐらい抱えられているような感じがしますね。

林：海老屋忠兵衛とかは、初めて見るような名前ですね。

武井：正徳五年十一月二十日に「軽キ御見物」とあるでしょう。「軽き」といふ言い方が、『済美録』に「軽操」といふように出て来て、こんな言い方をするのだろうかと保留していました。でも、やっぱり見物事に軽い、重いがあったんですね。人数が四、五人のように少ない場合が軽くて、重い方はたくさん出るのだと思います。幕府の禁止の対象にするというのは、重いのを贅沢なものとしてであって、軽い少人数の方はお目こぼしになるということだったのでないかと考えてきたのですが、今回の事例で、また一つ確証を得ました。

大友：中村座といった芝居小屋での活動と、大名屋敷での活動との関係はどのようだったのでしょうか。芝居が休みの時に大名家に行っていたのでしょうか。でも、岡山まで行ってしまふんですね。役者の存在形態としては、中村座とかあいう所とは関わりが非常に弱い形で、もっぱら大名家を回っていたというような形だったのでしょうか。

武井：おっしゃった通りだと思います。劇場専門の役者と大名屋敷専門の役者がいて、大名屋敷を回っている役者が一つの形態として国元まで呼ばれて付いていくことだと思います。大体そういうふうに分けられるのですが、ただ時代によって、寛文期ぐらいには中村座とかの役者がどんどん大名屋敷にも出入りしているということもあります。

そういう場合に気になるのは、大友さんがおっしゃったように時間の問題ですね。本業は芝居小屋でやっているはずで、それと大名と呼ばれて、いつ行くのだろうか。大体、夜に行くのかなと思うのですが。もしたら、稽古はいつしてのだろうかとか。元禄頃の上方面なんかは夜中に稽古をしているようですよ。

大友：そうすると、今日教えていただいたような岡山まで出かけているような連中というのは、芝居小屋の役者とはちよつと違うところに置かれた人たちなんですよ。

武井：そうです。町人名乗りをする役者たちです。

大友：時代的变化の中で考えると、最初はどこへでも行って芝居していたのが、都市部でもって定着して、小屋を作って興行する。幕府の政策としては、小屋をメインに定着化させていくような方針があったのでしょうか。

林：もともとはプロの役者が屋敷方に出向いていたのですが、それに対してはずつと町奉行所から禁令が出続けます。結局それは若衆歌舞伎の禁止と同じで、いろいろ問題が起きるからですね。「町

歩き」という言い方をしますが、役者が外に行くのはいけない。芝居町でやっている分にはいいけれども、よそに町歩きしてはいけないということは何遍も言います。また、芝居に出ないで、後に言う色子のような形で前髪で親方に抱えられているようなのは全て解放しろと、元禄初年までは厳しく取り締まって行きます。そうして、大体みんなが野郎になっていっても、それでも町歩きはやつぱりずつとやっているんですよ。

それはなぜかと考えたのですが、町奉行所は役者に対して行ってはいけないとしか言えないのです。武家に対しては具体的に禁令が出たのかどうか、資料的に確認はできないのですが、大名家の側はどんどん呼んでいます。そして、役者も呼ばれたら行きますよね。ただ、だんだん元禄も十年を過ぎると、大名屋敷でできるものと芝居町でできるものと、内容的には分かれてきているようです。やはり、大物が屋敷に行くのはまずいだろうというようにはなっていくます。しかし、それでも需要はあるので、今度は町人の名前の者が行くようになるんですね。そして、それは素人というのではなくて、「大和守日記」などで追いかけてみると、以前からずつと役者をしてきた人であることがわかります。そして、禁令でも町人と称して行ってはいけないということが出るようになります。町奉行所は、劇場に出ている出ていないにかかわらず、とにかく役者が屋敷に行つてはいけないというのが基本の政策だったのだと思います。そういう禁制が正徳年間まで出続けるのですが、絵島生島事件以降は、そういう触は出なくなるようです。

でも、今日鈴木さんが紹介して下さった前田家の記事を見ると、享保十二年二月十六日に「堺町中村座市村座ヨリ大勢被召寄」と

出て来ます。誰が来ているかとか、演目は具体的に書いていないようですが、芝居町の役者が呼ばれていることははっきりしていますね。これはとてもおもしろいと思います。

鈴木：役者名も少し出ていると思います。「朝ヨリ参候役者、菊川京之助、市川源之助、松本勘太郎、四宮次郎八」とあります。でも、「暮頃より堺町中村座市村座ヨリ」来た役者とは区別した書き方になっているみたいですね。芝居に出ている人は、夜にならないと来られないということなのでしょう。

武井：大友さん、大名が縛られる法令というのは武家諸法度だけですか。

大友：いえ、そうではなくて、他にも大目付を介しているいろいろな指示が出ていると思いますね。御触書集成で武家方に対して出てくるものを見ればよいかもかもしれません。

武井：「御当家令条」を見ると、大名に対しては役者を呼んではいけないという言い方はしていなくて、ただ贅沢はするなど出ています。大名に関しては、驕奢を禁じられると、その最たる芝居をやつてはいけないということになるのかなと思います。弘前藩では、町方に役者が屋敷に行つてはいけないという禁令が出たことを町年寄から聞いていますね。それでやっぱり遠慮しなくてはならないようになっていきます。

林：歌舞伎をやめて浄瑠璃に変更していましたね。

大友：やはり儉約という形で、振る舞いの場のあり方が、だんだん縮小されていきますね。縮小して行く中でのバランスの取り方というのは、幕府よりも盛大なものが大名の藩邸でやられては具合が悪いということのようです。家格に応じて規模も決まって行くようになります。

ただ、近世前期では、老中とか幕閣の者を呼んだ場合などでは、盛大な催しをすればするほど誠意を示したことになりますから、規模を誇るような段階というのがあるんですね。一般論なのです。

武井：それはやはり幕府関係に対してだけですか。親戚などを呼ぶ場合はどうなのでしょう。

大友：親戚関係でする時は小さめの規模にしてという意識は働いたと思います。ただ、振る舞いの場の統制はされていないので、好きな規模でできたのですね。小さな藩でも誠意を見せようとして大規模な催しが出来ようです。しかし、寛文ぐらいになると、催しの場も統制の対象になります。序列に従って、料理の数まで決まるような厳しさが出てきます。正式な場での振る舞いの規模が家格によって決まってきました。

今日のこういうのだと、完全に個人の楽しみとか親戚とかの中での催しですね。こうした楽しみと正式な場での催しの制限とは、集団統制とも関わって、関係しているような気がします。ですから、史料の中でも、歌舞伎とかの上演のところと同時に、振る舞いとか行事の場での統制の問題も併せて見ていくと、もう少しふくらむかなと思います。

鈴木：屋敷に役者を呼ぶ際に、パイプになっていたのはどのような人なのでしょうか。

林：「大和守日記」や「鳥取池田藩記録」では「肝煎り」とか「才覚」と記された人がでてきますね。町人や廃業した役者の名が記されています。頼んでいたけれども急にだめになったので、あわてて芝居町でかき集めたという記事もあったりして、そういう伝手を大事にしていたことが窺えます。

たとえば、さっきの前田家の享保十二年の記事では、朝から来ている役者がいますよね。これは夜から来ている役者となんらかの関係があったと考えるてもよいのではないかと思います。

武井：これはものすごく大規模なのをやっているみたいですね。「中村座市村座ヨリ大勢」だし、「御舞台之内燭数百挺」というのはすごいね。

林：「如白昼」で。この時は「頭分以上布上下」とあるから、かなりきちんとした形のようにですし。

武井：何かあった時なのでしょうか。

大友：これは相当記録も出て来そうな気がします。

金子：この記事に出ているのが、昨日教えていただいた「御表舞台」ですね。

武井：昨日の話からの関連で言うと、後楽園で能舞台を作っているのですか。

鈴木：はい。でも、その能舞台で歌舞伎を上演したということはありません。歌舞伎は御後園の敷舞台でしていたと思います。

武井：敷舞台とあるのは、能舞台を利用したのではないのでしょうか。

金子：でも、前田家の「表御舞台」とあるのは気になりますね。大がかりな上演のようですし、常設の舞台だった可能性もあるように思います。昨日紹介させていただいた『旧記拾要集』の記事では、辰松八郎兵衛が上演する十日程前に舞台の見分に来ているようです。もともと何かしら、舞台があったように思えるのですが。

武井：舞台ができあがっているのではなく、その空間だけを見せている場合があります。『弘前藩庁日記』では、舞台の見分といっても、書院の上の間、中の間、下の間などを、ここが舞台になるところで、こちらが楽屋でということで見分させているようです。

鈴木：昨日のお話で言いますと、前田家の『御用番方留帳』には見物に子供が出て来る記事がありました。元禄十二年十一月十三日に「士分子共モ見物被仰付」とあります。それから、宝永四年十一月六日には「御歩並已上ノセカレエモ見物被仰付」と出てきます。

大友：能舞台が歌舞伎などにも使われるかという問題と、もう一つ

は、当時の歌舞伎役者が狂言とか、能に近いようなことまでカバーするのかもしれない、両方の問題から考える必要がありますね。

武井：カバーできることはできるんですけどね。ただ、それをやっていたかどうか。

大友：正式な場合ではだめでしょうが、楽しみの場では両方やってしまうということもあったのかどうか。あるいは、舞台を共用するようなことが共通理解としてあったかどうかとも問題ですね。

鈴木：まだあまりきちんと読めていないのですが、前田家の『御用番方留帳』元禄十一年七月二十二日条の碁盤人形見物に関して、「御能などゝ違」といった記述があるのですが。

大友：「御能などゝ違あまり夥敷見物如何候已上」ですかね。

武井：そうすると、御能は見物がたくさんでもよいけれども、碁盤人形は大勢来ても見えないからということでしょうか。

金子：なるべく来ないようにということのようですね。

鈴木：正徳元年五月二十五日の『政隣記』では土佐少掾の操が上演されるのですが、「御祝儀御能等と違、痛并途中悪敷候間、難儀に存候者などは不罷出義勝手次第に候間」と出てきます。御能の時は具合が悪くて絶対に見なくてはいけなかったということなのでしょう。

武井：『弘前藩庁日記』では、これだけの人数が見物するという家臣の名簿があつて、その上に病気で欠席といったことが記されています。

「途中悪敷候間」はどういう意味なのでしょう。途中退場してもよいということでしょうか。

林：「不罷出義勝手次第」ですから、やはり欠席するということなのでしょう。

金子：体調が悪くて見通す自信がない人は欠席ということでしょうか。

武井：ところで、小山二郎三郎のことははっきり出るようですね。それから、小道具屋九右衛門と鶴飼九右衛門が同一というものはつきりしましたね。そうすると、名乗りの問題も出て来ますね。まさか、小道具屋をやめて鶴飼になったということではないでしょうか。

役者が何々屋といった形で名乗るのは、役者が屋敷に来るのが表向き悪いから、町人と称するためと考えているのですが。

大友：一般の商人の屋号もどうということなのでしょう。たいていの人は姓も持っていたようなのですが、何々屋を使いますね。近世前期には出身地から、越後屋とか尾張屋などを名乗るケースが多かったようですが、屋号の歴史も考えてみないといけませんね。

鈴木：池田家の記録では、年始の挨拶に来たお出入りの町人の名前

が列挙されるのですが、その中に役者も混じっています。

武井：こういう記録に残った形で見ると、役者ということをかモフラージュしたという感じにも受け取れますね。

武井：扇子屋は裏では遊女屋だということも言われていますね。洛中洛外図では、扇子屋にいるのは全部男だと。扇子屋が遊女を抱えているというのは、『色道大鏡』に少し出てきていたと思います。確かに洛中洛外図で扇子屋にいるのは男ばかりなので、もしかしたらそうなのかなという感じですが。早い時代の話ですが。

大友：おもしろいですね。通称として何屋というのを使うかということ。ストリートなものではなくて、そういうことを通称として隠語的に使うとか。地域によってもいろいろ考えられますね。関東でも扇子屋は遊女屋なのですか。

武井：それはわかりません。京の例だけです。扇子屋ともう一つ何かを遊女屋だと言われていましたね。近世の屋号や名前の研究は進んでいるのでしょうか。

林：百姓は表向きは名前だけです。でも、実際は姓を持っています。たという論考があったと思います。

武井：私の出身の京都の岩倉という所では、それぞれの家に屋号がありました。何々屋というのではなくて、「長左衛門」とか「甚兵衛」を屋号と呼んでいました。当主の名乗りだったのかもしれない。

ません。

大友：屋号はいろいろですね。当主の名前が屋号になる場合もあるし、家が角にあったから「角屋」になったり、いろいろな付け方があるようです。

武井：寛文五年七月二十一日に、「女放下師」というのが出るんですね。放下師で女がいても不思議ではないけれども、やはりいるのです。

大友：話がずれますが、鈴木さんのこういうような仕事を見ると、元禄期の役者を調べようと思うと、徹底して大名家の史料を見ないといけないのかなという気がしますね。片端から見っていくという感じ。

武井：本当にそうですね。たぶん、元禄期あたりの藩邸日記があったら、二分の一以上の確率で歌舞伎・浄瑠璃の記事を見付けることができるのではないのでしょうか。

大友：『榊原文書』と資料に出てきましたが、それは例の越後高田のですか。

鈴木：はい。国文学研究資料館の史料館で紙焼きを見せていただきました。

大友：江戸の方の日記は武井先生は調べていらっしやいますが、史

料館の方でもあまり手を付けられていないんですね。もっぱら地方史の方に重点が置かれています。

鈴木：弘前の国元では芸能上演はどのような感じなのですか。

武井：地役者がいるような感じですね。寛文頃から出てきます。芝居町みたいなのもあって、そこでやったり、割合出てきています。国元日記の方を全部読んでいる人がいて、その方がここに上演記事が出ますというノートは作ってくれています。ただ、国元の方は、やはりその国の人にお任せすべきだという気がして、あまりさわらないようにしています。

鈴木：女中踊が内証だったという話が加賀藩の方で享保四年に出てきました。

武井：そうですね。このへんまで町方の役者が屋敷方に行っているということがわかってくると、今度はそれがいつお狂言師に取って代わるのかというのが問題になりますね。お狂言師というのは女中衆に芝居をやらせるんですよ。奥女中の中に、そういうのを専門にやる人が出て来ます。幕末までいるんです。きつとどこかの段階で女中踊の方が盛んになっていくということがあったのだと思います。

鈴木：加賀藩の史料では享保四年三月の『松雲公御夜話追加』に「内証にては女中躍も有之候」というように出てきます。内証ということ、女中踊は記録には出にくいのでしょうか。

武井：女中踊は記録には出にくいのかもかもしれませんね。

林：『大和守日記』には少し出ますよね。

鈴木：個人の日記でないと、公用日記ではなかなか出ないでしょうか。

武井：規模にもよるでしょうね。女中踊でも家のイベントとしてしつかりやる場合は記録に出るかもしれないけれども、少しやるぐらいなら、一々記録してはは大変だからというのもあるかもしれません。

林：女踊子がだめという触れも出ますね。元禄期だったと思います。結構、実態を把握していて、次々に禁令を出すのだなという印象ですね。

武井：沢之丞の記事は池田家の方が弘前藩のよりも三、四ヶ月早いですね。香具店を開いていたと評判記に記されている時期でしょう。こうなってくると、どこまで本気で香具店をやっていたのかわからないという感じですね。ひよつとすると、そういう商売を表に立ててしまった方が大名屋敷に行きやすくなる。大名屋敷に行った方が実入りがいいというような話だったのかもしれないですね。ただ、彼は芝居町にカムバックしますよね。

林：そうですね。次の年にはカムバックします。

大友：近世後期のあり方を考えると、藩財政も苦しくなるので、大名屋敷における役者の稼ぎの場は少なくなってくるような感じで、一方で町人文化は盛んになって、外での興行や地方伝播による稼ぎの場は広がっていくというようなイメージで捉えていけばいいでしょうか。

武井：よくわかりません。大名家文書があったら最初から読んでいくので、元禄期まで読むのに五、六年かかってしまうような感じで、なかなか近世後期まで行き着きません。今日の御発表なんかは一番時期が下がったぐらいです。享保までですから。

大友：近世後期には藩財政が苦しくて、公式行事もいくつかをまとめてするような状態になりますからね。

武井：ひよっとすると、素人の女中衆にやらせるというのも藩財政の逼迫と関係するのかもしれないね。男が演じるのと女がやるのとは楽しみ方が違うような気がします。

林：楽しみ方が違うというのはどういうことですか。

武井：私でも、たとえば宝塚を見に行くと女ばかりだということ、容色を愛でる気持ちが出てきます。歌舞伎だとそれはなくなり、芸人の性が変わってしまうと、観客の楽しみ方が違ってきそうなの気がします。

金子：操と歌舞伎とは、歌舞伎の方に人間がやる楽しみを求めて

いそうな気がします。

武井：そうですね。はっきり歌舞伎の方がエロティックだと思います。

大友：サロン文化というものもあるけれども、サロン時代というものも言えるかもしれませんが。元禄までだと興行していた座の役者が屋敷に出入りしていて、また、それを許容するだけの経済的な状況や環境があつて、元禄時代はサロン時代と言つていいかもしれません。

林：江戸時代を代表する文化は町人階層から生まれた文化であるというのはもちろんそうだと思います。でも、能にしても、武家のものになって新しい作品がほとんど作られなくなったから、そこで終わっているというように見られがちですが、しかし、現代の能のもとになっているのは江戸時代のもののようなですね。今の能において、江戸時代の能が持つ意味は大きいのではないかと思えます。大名家の文化も終わっているもので、維持しているだけというように言われていますが、改めて見直す必要があるのではないのでしょうか。

大友：サロン文化から庶民文化へ単純にシフトしたということでは物足りないということですね。

武井：大名屋敷での上演の意義、大げさに言つて芸術創造における意義ということですが、同業者に見られるというのは緊張感をと

もなつたでしょうから、芸を洗練させる要因になつたかもしれないと思ひます。屋敷の方に大芝居の役者もたまに出てきますし。また、町人役者というのは大芝居の役者にとつて、負けられないというように意識する対象だつたと思ひます。屋敷方での上演が歌舞伎の芸の創造に関わつたとしたら、そのあたりかと思ひます。同じ人に同じ演目を見せて、前より悪いと言われたらつらいというこゝもあつたでしょうね。

林：レパートリーの数は結構多かつたのではないかと思ひます。紀州藩の江戸日記で、琴屋政右衛門がかなり集中的に呼ばれていゝのですが、演目はもちろん時々同じものもやつていますが、非常に多数になるんですね。一日十番ぐらいはやつています。

大友：大名など観客の側の目も肥えていて、プレッシャーがかかるのかもしれないね。同じ演目ばかりやつていられないというよな。

武井：大名邸での観客たちは目が肥えていたと思ひます。芝居小屋の上演では上の客、下の客という言い方をするんですね。上の客には受けなかつたけれども下の客には受けたというようないことがあります。大名邸では上の客ばかりがいたというイメージですね。

大友：そうすると、支えていたのはどこかという話がやはり出てきますね。大名邸での上演回数などの実態が徹底して調べられるといいですね。

鈴木：宝永五年に土佐少掾の稽古本が一括して出ていることの意味を考えていて、どこに向けて出したのかを知りたいと思ひつてます。これだけ大名邸で上演していたのだということがわかつてくると、享受層として大名邸の人たちも考慮に入れていいのかもしれないと考へ出して、今迷つていゝのですが、どう思われましか。私のイメージでは、大名家で上演するのは「楠湊川合戦」とか保守的なものをやつていたのだらうと思つていたのが、弘前藩や加賀藩の記録で、浮世草子のような遊女がたくさん出てくるような内容のものも盛んに上演していたのだということがわかり、稽古本とも重なつてきているのですが。

武井：購入よりはむしろ、そういうのを作りなさいというアドバイスをしたというこゝの方があり得たかもしれないですね。興味の順番としては、見た演目を文字でも見たいという流れは考へられるかもしれない。

鈴木：土佐少掾は屋敷方では「酒呑童子」や太平記物ばかりやつていたのだと思ひこんでいたので、驚きました。

武井：それは大事な視点かもしれませんが。土佐少掾の演目の変遷を見ていくというの、これだけ資料が出てきたら、ある程度見えてくるでしょう。

「大名屋敷におけるサロン文化の研究・『弘前藩庁日記』を中心に」

平成十四年九月二十六日(木)

池田家・前田家記録からみた『弘前藩庁日記』の芸能記録について

鈴木博子

一、参考史料について

1、岡山藩池田家記録『日次記』

池田光政が寛永九年(一六三二)に国替で岡山に入部して以来、池田家は岡山藩の藩主として明治維新まで支配し、優れた藩政史料を残した。

昭和前期まで池田侯爵家に保存されていたが、昭和二十五年(一九五〇)三月、当時の池田家当主池田宣政氏よりほとんどが岡山大学へ委譲され、岡山大学附属図書館所属となり、一九九〇年から一九九三年にかけてマイクロ化作業(丸善)が行われた。

〈参考〉『池田家文庫解題』岡山大学附属図書館刊(一九五〇年)

『池田家文庫マイクロ版史料目録』(岡山大学附属図書館編 丸善・一九九三年)

◆日次記(日記・日録)

池田家文庫藩政史料の中で、「C藩侯2」の一〇「日記類」に分類される。藩主の日常を記録したもので、各種公用日記を編集して清書したものでないかと思われる。

明暦四年から寛文十二年までの十七冊(972〜988)については、安田富貴子氏が調査され、「杉山丹後掾略伝」で操記事を紹介されている。

※安田富貴子氏「杉山丹後掾略伝」

〔立命館文学〕昭和五十四年、『古浄瑠璃―太夫の受領とその時

代』平成十年後収)

「……それ以前は、確かに丹後掾の方が上つ方の覚えが目出度かった。

その事を証する記事が『光政公御手許日記』にみられる。岡山大学、池田文庫蔵の同書は、明暦四年〜寛文二年の五冊と、寛文二年〜同十二年の十二冊からなっている。全十八冊の中から、丹後掾は勿論、他の浄瑠璃太夫に関する記事も抄記すると、次のごとくである。…(十条を抄出)：以上である。^{追記2}(略)

追記2『光政公御手許日記』延宝八年十一月廿一日の条

一 今日板倉伯耆守殿へ奥方おつう様おしげ様御饗応為被馳走 永閑操被仰付役者三拾人為御褒美白銀二枚二郎三郎被下^ル

池田家文庫にはこれら十七冊とは別に、寛文二年から大正十五年まで(1〜1170)続く日記(日録・日次記)が伝存している。このことを科学研究費補助金・特定領域研究報告書『諸藩江戸屋敷のネットワーク―大名家文書複合化の研究―』(研究代表 武井協三氏・一九九三年三月)付録「江戸記録一覽(稿)」(福田千鶴氏)によって知り、寛文二年から享保四年までを調査したところ、操・歌舞伎上演、及び関係記事が確認できた。十七冊分から安田氏によって既紹介の記事も合わせて、(表1)に一覧して示した(御紹介に洩れていた記事も若干補足)。また、元禄十三・十四・十六年、宝永元年の日次記は残存しないので、「日並記書抜」によって補った。

なお、安田氏が前掲御論文に追記2として示された記事は、十七冊とは別の日記(60)のものである。ただし、光政は既に寛文十二年で隠居しているため、名付けるとすれば「綱政公御手許日記」となるうかと思う。

2, 加賀藩前田家記録

金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫は、昭和二三年（一九四八）前田育徳会尊経閣文庫から金沢市に寄贈された旧加賀藩関係の史料群から編成される。これら史料の大方は明治初年から御家禄方および前田家編輯方が、前田家とその治政の歴史を編纂するために収集したものである。

内容は、藩庁に所管されていた藩政期の公記録、公文書、家中の家譜・由緒・日記などの家臣史料、その他諸行事の作法書などの典札史料、法度・定書などの法制史料など多岐に渡り、加賀藩政史を研究するうえで欠かせない史料となっている。「加賀藩史料」「加賀藩史藁」などはこれらの史料群のなかから編纂されたものである。

昭和四〇年（一九六五）に目録、同五〇年（一九七五）には解説目録が刊行され、平成三年（一九九一）に一括して金沢市文化財の指定を受けた。

〈参考〉金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵資料解説

阪口弘之氏に加越能文庫所蔵の人形番組の紙焼きを恵与され、翻刻紹介させていただいたのが契機となり、『加賀藩史料』全十八冊（前田家育徳会・昭和四年四月）の内、第一編〜六編（天文七年〜元文二年）に目を通した。『政隣記』を典拠とした記事など興味深いものがあり、さらに調査するため、近世史料館に伺って諸史料を閲覧した。

操・歌舞伎関係記事が確認できた史料について、簡単に記しておく。

●『御供日記』（16・42—45）

有沢永貞著 自筆 正徳元〜三年（一七一〜一三） 六冊
在江戸中の御用日記。永貞は当時、吉徳の御部屋物頭。 16

・ 8 cm × 11.3 cm

- ① 正徳初之巻前（宝永8年正月1日〜6月29日）
- ② 正徳初之巻下（正徳元年7月1日〜12月晦日）
- ③ 上（正徳2年正月1日〜4月29日）
- ④ 中（正徳2年5月1日〜8月30日）
- ⑤ 下（正徳2年9月1日〜12月29日）
- ⑥ 上（正徳3年正月1日〜9月20日）

●『御用番方留帳』（16・41—88）

- 29冊 23・5 cm 簡略だがまとめられた内容を持つ。
- ① 貞享5年 ② 元禄2年 ③ 元禄5年 ④ 元禄6年
 - ⑤ 元禄7年 ⑥ 元禄8年 ⑦ 元禄7年 ⑧ 元禄8年
 - ⑨ 元禄9年 ⑩ 元禄10年 ⑪ 元禄11年 ⑫ 元禄12年
 - ⑬ 元禄13年 ⑭ 元禄14年 ⑮ 元禄15年正月〜4月25日
 - ⑯ 元禄年4月26日〜6月 ⑰ 元禄年7月〜12月
 - ⑱ 元禄16年 ⑲ 元禄17年 ⑳ 宝永2年
 - 21, 宝永3年 22, 宝永4年 23, 宝永5年正月〜4月
 - 24, 宝永5年5月〜10月 25, 宝永5年11月〜12月
 - 26, 宝永6年正月〜8月 27, 宝永6年9月〜12月
 - 28, 宝永7年正月〜7月 29, 宝永7年8〜12月

●『御用番日記帳』（16・41—95）

- 手写 8冊 23 cm 簡略だがまとめられた内容を持つ。
- ① 宝永8年正月〜8月 ② 正徳元年9月〜12月
 - ③ 正徳2年正月〜6月 ④ 正徳2年7月〜12月
 - ⑤ 正徳3年正月〜5月 ⑥ 正徳3年6月〜12月

⑦正徳4年正月〜6月 ⑧正徳4年7月〜12月

●『松雲公御夜話』(加越能文庫 16・12-198)

中村(典膳)克正編 手写 四冊 27cm

正篇二冊、追加二冊。別名、参議公御夜話、中典秘録。中村克正が綱紀に近侍して聞いた談話を録したもの。正篇は宝永三年一月一六日〜享保八年二月一八日に及ぶ二二五条より成り、これを享保一〇年(一七二七)に六代吉徳に献上し、さらに同追加一三一条を編して延享三年(一七四六)に七代宗辰に献上した。その写し。

●『政隣記』(加越能文庫 特16・28-11)

津田政隣編 自筆 三三冊 一三・五×二〇cm

加賀藩の史実を、天文七年から文化十一年まで編年体にとまとめたもので、重要な記録である。編者は、七〇〇石、大小将組、治脩、齊広に仕えて、大小将番頭歩頭、町奉行、大小将組、馬廻組、宗門奉行を歴任、文化十一年没、五九歳。

↓一〜五(天文七年〜享保二十年)に目を通した。

右の史料から抽出した操・歌舞伎関係記事について、(表2)に一覧して示す。

二、『弘前藩庁日記』注

1, 元禄十二年十月二日条

「歌舞妓狂言被仰付候付：姫鏡：銀子式枚荻野沢之丞…」

●『役者口三味線』(元禄十二年三月)

「去かほみせから。まづおやすみなされます。則ふきや町に伽羅の油みせを出され。ぬしの名代にて大ぶんうれると申ます。」

※林公子氏「大名屋敷における歌舞伎」

(岩波講座歌舞伎文庫『歌舞伎の歴史I』一九九七年十月)

「寛文から貞享期には、出来嶋小ざらしや：小舞庄左衛門といった芝居町のトップスターたちが大名屋敷を訪れているが、元禄期に訪れた役者たちは：当時の舞台の中心的存在ではなかった。評判記の上位を占めるような役者たちは大名家の記録には登場しなくなる。もっとも、西国兵五郎と荻野沢之丞は例外で、それぞれ江戸の道化方、若女方のトップの座にあった。荻野沢之丞はこの時『嫁鏡』という沢之丞の枕詞のようになった最大の当たり狂言を上演しているが、一時的に役者を廃業していた時期で、正確には芝居町の役者ではなかったし：」

○池田家記録「日次記」元禄十二年四月十八日

「…為見物沢之丞参…」

↓弘前藩邸以外にも岡山藩邸に呼ばれていたことが確認でき、この期間に沢之丞が大名邸で活動していた可能性が考えられる。

2, 延宝五年九月二十四日条

「小道具九右衛門、同役者共八人參。御座敷狂言…」

延宝八年三月十一日条 「今日之御客に付、小道具や九右衛門」

延宝八年三月二十五日条

「白銀式枚太郎兵衛、同式枚は小道具屋九右衛門…」

延宝八年五月四日条

「小道具や九右衛門方へ被下候金銀之覺」

元禄五年三月十八日条

「今日參候小道具九右衛門、其外役者へは…」

元禄六年五月二十一日条

「一 狂言、四時より始。大夫鵜飼九右衛門。」

元禄十三年三月十一日条

「御褒美被下候覺 白銀老枚 鵜飼九右衛門」

○池田家記録「日次記」

正徳元年一月五日

「九右衛門直ニ小舞独狂言仕。御出入六人之者共、例年之通、狂言被

仰付：小道具屋九右衛門、例年之通、白銀三枚被下之。」

正徳三年一月五日

「鵜飼九右衛門：如例九右衛門、小舞仕：右九右衛門、例年之通銀三枚被下之」

↓小道具屋九右衛門と鵜飼九右衛門が同一人物であるかどうかについては、決め手がなく、保留されている。しかし、この記事から、同一であると認定できるのではないかと思う。

3, 元禄八年八月十四日

「琴屋政右衛門より熨斗一折、御中屋敷御平産之為御祝儀差上之。」

元禄十三年一月二十三日

「為年始御祝儀：御扇子三本入一箱、ことや政右衛門奉差上之。」

※林公子氏「大名屋敷における歌舞妓」

『弘前藩庁日記』には、琴屋政右衛門が年始の挨拶を行ったり、藩主の嫡孫誕生に祝儀を贈っていることが記されており、直接に大名家とつながりを持つ歌舞伎の座があったこともわかる。」

○池田家記録「日次記」

元禄十四年一月五日

「小道具屋九右衛門參上 改而之御目見今日初也：扇子差上御取 次披露之」

元禄十六年一月五日

「小道具屋九右衛門參御表江御姫様かた御出、御簾屏風立御見物九右衛門へ御料理被下白銀三枚被下」

宝永二年一月五日

「小道具屋九右衛門例年之通參上於御広間独狂言仕、植木屋丹三郎金沢平六郎兩人も：狂言仕：九右衛門ニ如例年白銀三枚被遣、丹三郎平六郎兩人ニも金子三百足つゝ被遣。兩人儀今日狂言相勤は当年初ア也：九右衛門儀右狂言相濟、御広間之御縁側江罷出、扇子一箱指上、年始之御礼申上ル」

宝永三年一月五日

「：如例年小道具屋九右衛門独狂言被仰付：右相濟、御出入ノ町人備前屋源右衛門・海老屋庄七郎・植木屋丹三郎・但馬屋清七郎・金沢平

六郎右五人、小歌三味線兩人召れ参、同所ニ而歌舞妓狂言仕ル…小道具屋九右衛門ニ白銀三枚例年の通被下也。右狂言仕候御出入ノ町人五人へ金子三百疋被下…」

↓小道具屋九右衛門が元禄十四年から、年始の挨拶を行うようになる。藩主綱政が在江戸の年は毎年、五日に挨拶に伺い、狂言を演じている。褒賞は例年白銀三枚である。

宝永二年から、植木屋丹三郎・金沢平六郎といった、「御出入之町人」と称する者たちも年始の挨拶と共に、歌舞妓狂言を演じるようになる。非芝居町の役者の中でも、小道具屋九右衛門に比べると格が低いように、扱いや褒賞の額に明確な差がある。

・宝永四年九月十九日

「備前屋源右衛門・植木屋丹三郎・海老屋庄七郎三人之者共ニ岡山町ノ者四人相加り、御後園翠庄ノ御敷舞台ニ而歌舞妓狂言被仰付…：源右衛門・丹三郎・庄七郎三人の者共に銀子五枚つゝ被下」

・宝永四年九月二十六日

「備前屋源右衛門・植木屋丹三郎・海老屋庄七郎ニ狂言被仰付、足袋屋善四郎と申町人、大坂より三人者共方へ罷初候ニ付、今日御後園江罷出狂言相勤ル。依之金子七百疋被下也」

↓御出入の町人として、江戸屋敷で歌舞伎狂言を演じていた者たちが、藩主綱政が参勤交代で国元にあつた際、岡山まで来て、御後園（後楽園）で上演している。この時は御後園に新しい能舞台ができて、大がかりな能興行が幾度も催され、町方・在方からも見物を許された者たちが集まっている。

※神原邦男氏「岡山後楽園は観光文化財として将来的に有用か（その二）―池田綱政の能舞台築造と能舞台の役割―」（『吉備地方文化研究』第十二号・二〇〇二年）

「岡山藩主池田綱政が、岡山の後楽園に能舞台を築造したのは、七十歳を迎えた宝永四年（一七〇九）のことである。…藩主綱政が、江戸御本屋敷・岡山城・岡山後楽園などにおいて、能の興行を行った歴史をたどると、元禄九年八月六日に、江戸城御座の間において、「三輪」の能を將軍綱吉から命じられたころから急速に増加したことが、藩主の日常の生活を記録した『日次記』の記載から窺う事ができる。…『日次記』には、宝永年間から正徳四年にかけて、藩のお抱え役者二十八人の名前を記録しており、役者たちは、藩主が参勤交代で移動するごとに、岡山と江戸との間を往復している。役者の居住地は、江戸が半数以上で、京都・奈良を居住地とする役者も十一人いた。…藩主綱政は…宝永四年九月から正徳四年十月二十九日に死亡するまでの七年間の内、岡山に在国した四年余りの間に、百五十回近くに及ぶ能の興行を行ったことは驚異的なことである。」

・宝永六年一月五日

「小道具屋九右衛門ニ白銀三枚、備前屋源右衛門・海老屋庄七郎・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・金沢平六郎右五人之者ニ金子三百疋宛被下也…」

↓宝永三年の年始と同じメンバーが姿を見せている。ただ、植木屋丹三郎の名乗りが「伊部屋」となっている。「伊部」は地名で備前市伊部にあたる。江戸期には備前焼は伊部焼と呼ばれていた。岡山へ下ったことを契機に、岡山藩へ出入りであることをアピールする名乗りに変えたか。以降は「植木屋」と「伊部屋」の混用。

・宝永七年四月十日

「江戸より海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎が窺御機嫌罷下於廉池軒 御目見仕ル扇子一箱宛差上ル；但海老屋忠兵衛は御舞扇一本上ル」

・宝永七年四月十一日

「伊部屋丹三郎・海老屋忠兵衛・但馬屋清七郎 此三人は此節江戸より御機嫌窺参居申二付、拝見被仰付也」

・宝永七年四月二十五日

「海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎、歌舞妓狂言仕。小歌三味線引は当町より罷出相勤；三人之者共へ白銀五枚宛被下」

・宝永七年四月二十八日

伊部屋丹三郎・海老屋忠兵衛・但馬屋清七郎が御後園で御能拝見。

・宝永七年五月六日

「海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎、歌舞妓狂言仕。小歌三味線は当町より罷出相勤；右三人之者共へ白銀五枚宛被下」

・宝永七年五月十一日

「海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎、歌舞妓狂言、先日之通被仰付、仕ル」

・宝永七年五月十二日

「海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎、今日於御後園二御暇被下、御目録銀拾枚宛被下也」

↓宝永七年四月に、海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎が岡山へ下り、御能拝見を許されるなど、厚遇されている。五月十二日に暇を下されるまでに御後園で歌舞伎狂言を三回は上演し、合計銀子二十枚宛を頂いているようである。

・宝永七年八月二十六日

藩主綱政が参勤交代で江戸に上る途中、川崎まで海老屋忠兵衛・樹木屋（伊部屋）丹三郎但馬屋清七郎がお迎えに窺い、金子百疋を賜っている。

・宝永七年十二月四日

「歌舞妓狂言指上：御出入仕者共へ狂言申付也；今日参上仕者共、急び屋忠兵衛・錦屋忠次郎・但馬屋清七郎・伊部屋丹三郎・金沢平六郎・三条新四郎・足袋屋善四郎・宮崎十四郎・岸田小源次夜に入参る、早河権十郎」

↓江戸屋敷での歌舞妓狂言上演の際に役者の名が『日次記』に記されることはほとんどないが、この日の記事によって、おおよそのメンバーが把握できる。宝永四年九月二十六日の記事で一座に大坂から加わったことが記されていた足袋屋善四郎の名も見える。

・宝永七年十二月十二日

江戸屋敷における能興行の際にも、海老屋忠兵衛・但馬屋清七・伊部屋丹三郎・錦屋忠二郎・金沢平六が呼ばれて拝見している。

・正徳元年一月五日

「九右衛門直二小舞独狂言仕。御出入六人之者共、例年之通、狂言被仰付；小道具屋九右衛門、例年之通、白銀三枚被下之。備前屋源右衛門・海老屋忠兵衛・但馬屋清七郎・伊部屋丹三郎・金沢平六郎・錦屋忠二郎、忠二郎義は旧冬御出入ニ被仰付、当春初テ也。右六人之者共ニ金子五百疋宛被下之 終日精出相勤候為御褒美、外ニ式百疋宛被遣也」

↓「御出入」を仰せ付けられることと、年始に挨拶することの意義が錦屋忠二郎に関する経緯を説明した箇所から窺われる。

・正徳元年八月二十一日〜九月十九日

江戸から岡山へ、備前屋源右衛門・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・錦屋忠二郎の四人が下っている。二回は歌舞妓狂言を上演し、さらに東照宮の祭礼のために岡山町の者が踊る唐子踊の世話を伊部屋丹三郎がしたことも見えている。

御能拝見などの厚遇を受け、計銀子二十一枚ずつをもらって、江戸へ帰っている。

・正徳三年八月十七日、九月十五日、十月二十三日、十一月九日

↓鶺鴒九右衛門が独狂言を演じるというだけでなく、釣の魚献上などによって、格別にお覚えめでたかった関係が読み取られる。正徳三年十一月九日、藩主綱政が参勤交代で岡山へ向かう際にも、錦屋忠二郎たちは川崎でお見送りしているが、鶺鴒九右衛門は「表御門之内栗石之上」で御挨拶している。

・正徳五年二月十八日、二月二十四日、三月十六日、三月二十三日、五月二十三日、六月九日、六月二十五日、八月十二日、八月十七日

↓正徳四年十月二十九日に綱政が国元で死去している。以降、日次記は次の藩主継政の日常を記録するものとなる。継政は絵を描くことを好み、それはお殿様芸を超えて、画家と言える程であったと言われている。狩野如川・長谷川節辰など画家が呼ばれて御前で絵を仰せ付けられたりしている（享保三年六月七日には英一蝶も御前絵を命じられている）。

鶺鴒九右衛門も彼らと同様に頻繁に呼ばれて、お伽衆のような役割を得ていたのではないかと思われる。正徳五年五月二十三日には歌舞妓狂言が催され、九右衛門は演者としてではなく、見物客として呼ば

れたようで、池田家との関係を知る意味で興味深い。

但し、正徳六年以降、今のところ享保四年までの日次記に目を通したが、九右衛門の名は見られなくなる。小道具屋九右衛門の活動は神原文書などで享保期にも確認できる。

4、元禄六年（一六九三）十一月二十一日条

「小山次郎三郎事浄有、子吉右衛門、小うた次左衛門…小山次郎三郎、同次左衛門…」

正徳二年（一七一二）二月二十六日条 「小山次郎三郎、同粹」

○池田家記録「日次記」

・正徳元年三月二十六日条

「おやま次郎三郎召寄操禱人仕を御見物ニ上ル」

・正徳三年一月五日条

「次郎三郎碁盤人形…次郎三郎父子も去年御出入ニ依被仰付也」

・正徳三年一月二十七日条 「国津次郎三郎蔵人被召寄人形御見物」

・正徳三年十一月九日条 「国津次郎三郎同蔵人御休迄参上…」

・正徳五年七月十二日条 「小山次郎三郎参操御覽被遊」

↓小山二郎三郎の名は筑後座の所屬として、寛文二年十月五日、延宝八年十一月二十一日、それから独立して式部太夫と組んでいた元禄三年十一月十九日に見えている。

正徳元年三月二十六日に上演記録が見え、それを契機に、参勤交代を挟んだ次の正徳三年には年始の挨拶をし、碁盤人形を演じている。以降、参勤交代の際にも川崎までお見送りするなど、出入りの歌舞伎狂言役者と同様の扱いになっている。

さらに、この記事から新しく知ることができるのは「国津次郎三郎」

と「蔵人」の親子関係である。二郎三郎の名は様々な屋敷方の記録から多数確認できるが、代替わりの時期などの解明は未だされていない。

●『松平大和守日記』（若月本）貞享四年（一六八七）二月二十三日条

「次郎三郎五十七歳と云、子は吉右衛門とて小鼓打也、次郎三郎賀藤田皆之助、今は助右衛門と云、二歳の孫在之と云ニ付、手翫物遣し、悦事不斜」

●『榊原文書』享保十一年（一七二六）五月六日

「為御慰、小山常貞、同次郎三郎被召呼、操被仰付」

5, 正徳元年五月二十三日条

「御時服三枚

内一ツ単物

一銀子壹枚

一同断

一金子貳百疋

一同断

一同百疋

一同貳百疋

一同百疋

右太夫父子 御中入之節張出シ縁毛毘敷候所ニ而御目見被仰付

御時服御銀被下之右 之節長尾小治郎御舞台隙江罷出申渡之其外

之者共江右御同様ニ而太夫ニ相渡之（但右御時服正敷候 御小姓御出之）

正徳三年七月九日条

「二右操番付之通戊刻過相濟申候付太夫父子三人御目見被仰付

土佐太夫江御時服二俵内匠太夫虎之助江白銀壹枚宛被下

三味線引三人江金子百疋被下置候方御目付江申渡之尤勘定奉行江茂

其段申遣之」

○前田家記録

『御供日記』正徳元年五月二十五日条

「今日土佐少掾橘正勝参り操有之 御家中ニかわりに見物被仰付…」

『御用番日記帳』正徳二年五月二十六日

太夫

土佐少掾

内匠太夫

虎之助

市之丞

平五郎

庄左衛門

半三郎

清右衛門

〔表1〕 岡山藩池田家文庫「日記」操・歌舞伎関係記事年表 ◆安田氏論文に既出

年号	西暦	月	日	記事内容
明暦四	一六五八	十二	五	◆「あやつり」丹後様・人形つかい兵三郎・かけゆ
万治二	一六五九	三	二	◆「あやつり」丹後様・兵三郎・勘解由・藤六 「新院位争」「義経軍回客」
万治三	一六六〇	六	十一	「あやつり」下り藤六
		七	十	「せつきやうあやつり」七太夫・梅太夫・佐太夫「あいこのわか」
		九	十六	◆「操」筑後
		十	二七	◆「操」下ル藤六
		十一	三	◆「操」
		十一	十九	◆「操」筑後「補濤川合戦」「正行二代之忠骸」
寛文元	一六六一	四	三二	◆「操」
		五	九	◆「せつきやう」権太郎・伝兵衛・品玉右近「里沙門之本地」
寛文二	一六六二	一	五	「操」
		七	一	「セツキヤウ操」岩見塚
		七	十一	「あやつり」
		十	五	◆「あやつり」筑後様・そろま藤助・二郎三郎・六之丞 忠兵衛・才六「猪俣ノ小平六」「わた酒盛」
寛文三	一六六三	三	十一	「狂音尺」
		五	八	「傀儡師」肥前太夫
		十	十六	「操」天満八太夫
寛文四	一六六四	三	十一	「操」
		五	十一	「傀儡師」肥前太夫
		五	十一	「傀儡師」操「天馬石見塚」
寛文五	一六六五	七	二二	「女放下節」「狂音尺」「歌舞」
寛文七	一六六七	十	八	「操」伊勢大塚
		十一	三十	「操」石見塚
寛文十一	一六七一	六	八	「操」石見塚
寛文十二	一六七二	一	五	「操」肥前塚
寛文十三	一六七三	七	二	「操」虎之助・古内匠市之丞
延宝二	一六七四	八	二七	「狂音」九右衛門・太郎兵衛・次郎兵衛（役者廿人）
延宝五	一六七七	二	十二	「操」藤原太夫伊勢大塚
延宝七	一六七九	二	一	「狂音尺」万能丸一團
延宝八	一七八〇	十一	二二	◆「操」永閑・二郎三郎
天和元	一七八一	四	十	「狂音」小道具屋九右衛門
天和二	一七八二	十一	三	「歌舞妓狂音」
貞享四	一七八七	二	六	「狂音師」勘弥座

元禄三	一六九〇	十一	十九	「操」式部太夫・次郎三郎
元禄九	一六九六	六	十	「操」江戸半太夫座「せいたい時津風」「ゆなの遺恨放下節」
		六	十一	「狂音」佐渡嶋長五郎
		十	十	「操」中山万太夫座「大友つくし物語」「源氏はんじやう記」
元禄十二	一六九九	一	六	「狂音」小道具屋九右衛門
		三	三十	「操」二ナガレ有之 山本半太夫
		四	十八	沢之丞
元禄十四	一七〇一	一	五	小道具屋九右衛門
		一	三十	「歌舞妓」
		二	十一	「歌舞妓狂音」
元禄十五	一七〇二	五	十八	「歌舞妓狂音」
		五	二七	「歌舞妓狂音」
		六	三	「カラクリ師」「歌舞妓狂音」
		十	二七	「歌舞妓狂音」
元禄十六	一七〇三	一	五	小道具屋九右衛門
		一	十	「歌舞妓狂音」
宝永二	一七〇五	一	五	「歌舞妓狂音」
		一	十八	「独狂音」小道具屋九右衛門
		二	十一	「狂音」植木屋丹三郎・金沢平六郎（海老屋庄七郎・但馬屋清七郎）
		四	六	「操」土佐之座
宝永三	一七〇六	一	五	「歌舞妓狂音」
		九	二六	「歌舞妓狂音」
宝永四	一七〇七	九	十九	「御後園」「歌舞妓狂音」備前屋源右衛門・植木屋丹三郎・海老屋庄七郎・若山町ノ者四人
		九	二六	「歌舞妓狂音」
宝永六	一七〇九	一	五	小道具屋九右衛門・備前屋源右衛門・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・海老屋庄七郎・金沢屋平六郎
宝永七	一七一〇	四	十	「御後園」海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎
		四	十一	「御後園」海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎
		四	二五	「御後園」海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎
		四	二八	「御後園」伊部屋丹三郎・海老屋忠兵衛・但馬屋清七郎
		五	二八	「御後園」歌舞妓「海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎」

正徳五	一七二五	六	二五	鶴岡九右衛門
六	九	鶴岡九右衛門		
五	二三	一(狂言)(鶴岡九右衛門見物)		
三	二三	鶴岡九右衛門		
三	十六	一(狂言)御出入之者共(鶴岡九右衛門見物)		
二	二四	鶴岡九右衛門		
二	十八	鶴岡九右衛門		
正徳三	一七二三	一	五	「小舞」鶴岡九右衛門 「甚盛人形」国津次郎三郎・国津蔵人 「狂言」備前屋源右衛門・糸ひや忠兵衛・但馬屋清七郎・金次平六郎・錦屋忠次郎 「人形」国津次郎三郎・蔵人 「歌舞妓」 鶴岡九右衛門
八	一七	鶴岡九右衛門		
八	二五	一(狂言)御出入之者		
九	十五	一(独狂言)鶴岡九右衛門・中村吉兵衛		
十	二三	鶴岡九右衛門		
十一	九	鶴岡九右衛門		
正徳元	一七一	十二	十一	「御後園」歌舞妓一海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎 「御後園」海老屋忠兵衛・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎 「川崎」海老屋忠兵衛・樹木屋丹三郎・但馬屋清七郎 「歌舞妓狂言」糸ひ屋忠兵衛・錦屋忠次郎・但馬屋清七郎・伊部屋丹三郎・金次平六郎・三条新四郎・足袋屋壽四郎・官崎十四郎・岸田小源次・早河権三郎 海老屋忠兵衛・但馬屋清七・伊部屋丹三郎・錦屋忠二郎・金次平六郎 「小舞独狂言」小道具屋九右衛門 「狂言」備前屋源右衛門・海老屋忠兵衛・但馬屋清七郎・伊部屋丹三郎・金次平六郎・錦屋忠次郎 「歌舞妓狂言」 「操」甚盛人形衣折人形 おやま次郎三郎 「御後園」歌舞妓狂言 江戸より参候四人之者共 「御後園」歌舞妓狂言 江戸より参候四人之者共 「唐子踊」伊部屋丹三郎世話やき 「御後園」備前屋源右衛門・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・錦屋忠次郎 「御後園」備前屋源右衛門・伊部屋丹三郎・但馬屋清七郎・錦屋忠次郎

宝永元	宝永二	宝永三	宝永四	宝永五
一七〇四	一七〇六	一七〇七	一七〇八	一七〇八
二	七	二	三	七
二七	九	十一	六	二九
江戶半太夫(忠臣京土産 湯女の遣恨) 輕業師(番組あり)	土佐謙(定家歌枕新道成寺 頼朝遊覽繪) 土佐謙(定家歌枕新道成寺 頼朝遊覽繪) 御慰物(番組あり)「雁金文七四番続」 御慰物(番組あり)「仕形道成寺」 式部大夫・脇山三郎・式部大夫セカレ金佑・三味線引新佑(四人)「山科右大臣」 土佐謙(土佐日記)「橋湊川合戦」	「御慰物土佐謙被召番被仰付」 御慰物被召番 「御慰物被召番」 「御慰物被召番」 「御慰物被召番」	「御慰物被召番」 「御慰物被召番」 「御慰物被召番」 「御慰物被召番」 「御慰物被召番」	「今般大坂ヨリ下候飛騨一庄被召番」 (番組別添) 御用番方留帳
政隣記	政隣記(十一日か?)	政隣記	政隣記	史科名・備考 政隣記(加賀藩史料)

(表2)

享保元	享保二
一七二六	一七二七
九	九
十一	十一
八	八
八	八
十二	十二
「操」土佐一座 「歌舞妓狂言」御出入之者共 「狂言」御出入之者共	「操」小山次郎三郎 鶴岡九右衛門 「芸三番」鶴岡九右衛門 「軽キ御見物」役者四五人 「御慰物被召番」

宝永六	一七〇九	六	二	「…御能并操…」 土佐少将「塩屋文正物語」六段（番組あり） ↓加賀藩史料 政隣記
正徳元	一七一	五	二五	「土佐太夫操被仰付…」 「土佐操被石奇：操り二流被仰付…」 「土佐少将橋正勝参り操有之…」 「操被仰付土佐操被石奇：二流被仰付…」 御供日記 政隣記↓加賀藩史料
正徳二	一七二	五	二六	「御慰物来ル浄瑠璃参ル」 御供日記 御用番日記帳
享保四	一七二九	二	一	「土佐操被石奇…」（番組あり） 政隣記
			二	「あやつり二流…土佐辰松同八十郎参上…」 政隣記
		三	十六	「於御歌舞台御慰物仰付、小山次郎三郎…」 政隣記↓加賀藩史料
		十一	九	「御慰物被石奇儀…御慰物五番役被仰付候」 松雲御夜話↓加賀藩史料
享保五	一七二〇	三	七	歌舞伎（番組あり） 政隣記
享保八	一七二三	九	四	「…辰松八郎兵衛…御好操并浄瑠璃三流…」 政隣記↓加賀藩史料
享保十二	一七二七	二	十六	「…歌舞伎也…為御馳走御慰物被仰付…」 政隣記 「…堺町中村座市村座ヨリ大勢被石奇…」 政隣記↓加賀藩史料